

情報紙

ものれ〜る

95号



令和3年11月1日発行

ご意見・ご感想をお寄せください。

発行 武蔵村山市 都市整備部 交通企画・モノレール推進課

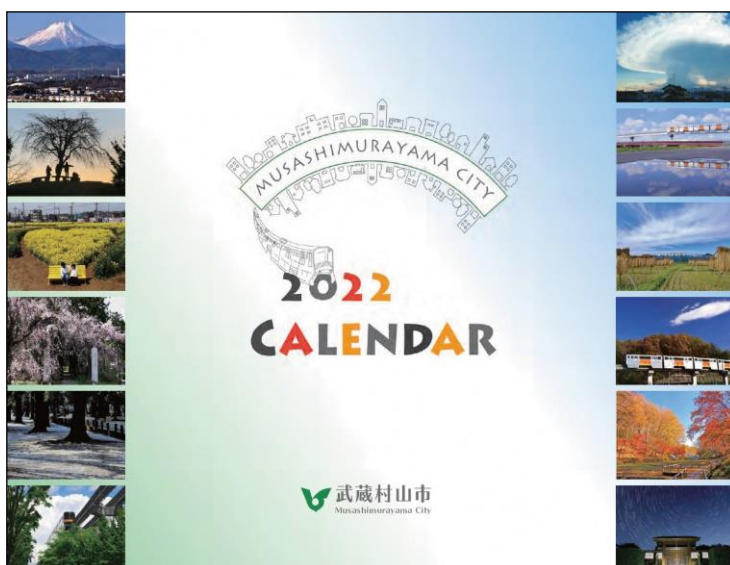
Tel 042-565-1111(内線 279)/Fax 042-566-4493/E-mail kotsukikaku@city.musashimurayama.lg.jp

2022 年版

多摩都市モノレール

延伸 PR カレンダー

発売開始!



「令和3年度 多摩都市モノレールフォトコンテスト」の入賞12作品を掲載した
多摩都市モノレール延伸 PR カレンダーを作製しました!

四季折々の多摩都市モノレールのある風景と魅力ある市内各所の風景写真が満載の
カレンダーです!

●販売場所: **市政情報コーナー** (市役所1階)

情報館「えのき」 (イオンモールむさし村山内)

●販売価格: **300** 円 (税込)

※なくなり次第販売終了となります

(A3 壁掛け型)

新青梅街道沿道第二地区及び第三地区用途地域等の変更及び

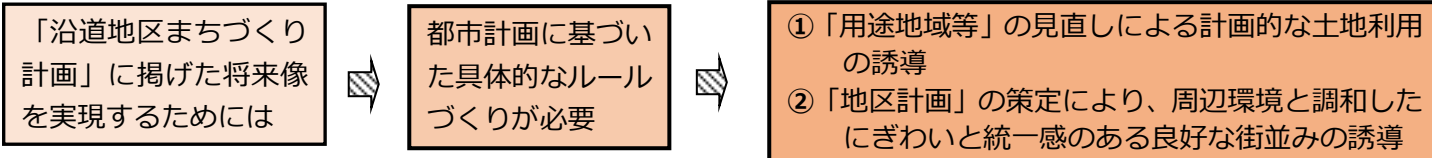
地区計画の策定に関する説明会(10月5日)が行われました。



市広報キャラクター「Mジロ」

「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」(平成26年3月策定)

「武蔵村山市まちづくり条例」に基づき、まちの軸としての役割を担う新青梅街道とその沿道を、積極的にまちづくりを推進する地区として、市民の皆様等との協働により、土地の効果的な利用や機能向上を図るためのまちづくりの方針・ルールなどを定めたものです。



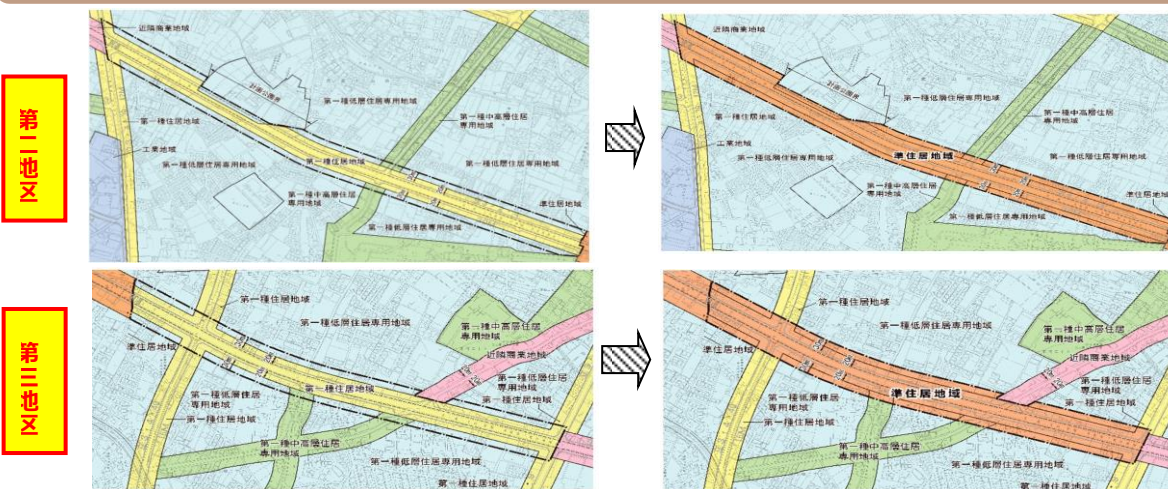
用途地域等の変更及び地区計画の策定対象地域



今回は**第二工区**及び**第三工区(都市核土地区画整理事業区域を除く)**を対象としています。

対象地番は左図中に記載されているとおりです。

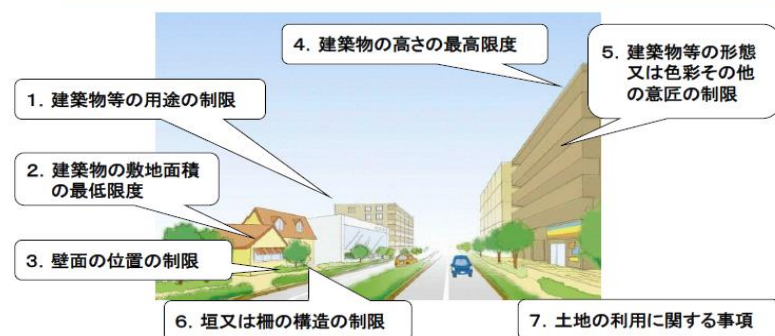
①用途地域※の変更(案) ※用途地域とは：都市計画によって住宅や商業、工業などの建築物の用途に応じて地域を区分し、建蔽率や容積率等を定めたものです。



現在の用途地域から、概ね拡幅後の沿道30mの区域が「**準住居地域**」に変更されることにより、これまで制限されていた、3,000㎡以上の店舗、業務施設等の立地が可能となります。

②地区計画※の策定(案) ※地区計画とは：地域住民と市とが協力して、道路や公園、土地の使い方や建物の建て方等のルールを都市計画として定めたものです。

沿道の良好な街並みを誘導するため、次のようなルールを定めます。



地区計画の目標

新青梅街道の拡幅整備に合わせて、沿道の適正かつ効果的な土地利用の誘導を図るとともに、周辺環境と調和した沿道型の商業業務施設や中低層住宅が複合的に立地するにぎわいと活力のある沿道市街地の形成を図ることを目標とします。

詳細は市ホームページをご覧ください! ページ番号1013005